

31 三健高第 2844 号

令和 2 年 3 月 4 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様  
三鷹市地域包括支援センター 管理者 様

三鷹市健康福祉部  
高齢者支援課 古園 純一

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るモニタリングの取り扱いについて（通知）

日頃より本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が国内各地で確認されており、感染経路が特定できない症例が複数発生する等、懸念される状況が続いております。

そのため、運営基準において義務付けられているモニタリングについて、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまで、下記のとおり取り扱うこととしましたので、よろしくお願いいたします。

#### 記

##### 1 モニタリング

新型コロナウイルスの影響により、利用者の希望により訪問を拒否され、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）ができない状態にある場合は、感染のまん延防止の観点から「特段の事情」に該当するものとし、利用者の同意を得たうえで、電話等の方法により、利用者の状況を把握し、その経緯や内容を居宅支援経過等に記録しておくことにより、運営基準減算の対象とはしません。

この場合、利用者の体調等の変化には、特に注意し、緊密に連絡を取るなどの対応をお願いいたします。

##### 2 その他

- (1) 利用者の居宅を訪問する場合には、手洗いやマスクの着用等により感染防止を徹底するようお願いいたします。
- (2) 対象期間は当面の間とし、厚生労働省等から新たに指針等が示された場合には、改めて通知いたします。

三鷹市健康福祉部高齢者支援課介護給付係  
電話：0422-45-1151（内線 2684~2686）